

平成25年第5回永平寺町議会定例会議事日程

(15日目)

平成25年9月18日(水)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第33号 平成25年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第34号 平成25年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 3 議案第35号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第36号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第37号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第38号 町道の認定について
- 第 7 議案第39号 町道の廃止及び認定変更について
- 第 8 陳情第 5号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
- 第 9 陳情第 6号 道州制導入に反対する意見書採択について
- 第10 閉会中の継続審査の申出
- 第11 閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

- 第 1 議案第33号 平成25年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第34号 平成25年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 3 議案第35号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第36号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第37号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第38号 町道の認定について
- 第 7 議案第39号 町道の廃止及び認定変更について

第 8 陳情第 5号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

追加日程第 1 発議第 6号

地方財政の充実・強化を求める意見書について

第 9 陳情第 6号 道州制導入に反対する意見書採択について

追加日程第 2 発議第 7号

道州制導入に断固反対する意見書について

第 10 閉会中の継続審査の申出

第 11 閉会中の継続調査の申出

### 3 出席議員（17名）

1番 小 畑 傳 君

2番 滝 波 登喜男 君

3番 金 元 直 栄 君

4番 齋 藤 則 男 君

5番 長 岡 千恵子 君

6番 原 田 武 紀 君

7番 川 治 孝 行 君

8番 川 崎 直 文 君

9番 多 田 憲 治 君

10番 上 坂 久 則 君

11番 長谷川 治 人 君

13番 松 川 正 樹 君

14番 渡 邊 善 春 君

15番 河 合 永 充 君

16番 上 田 誠 君

17番 酒 井 要 君

18番 伊 藤 博 夫 君

### 4 欠席議員（0名）

### 5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町 長 松 本 文 雄 君

副 町 長	田 中 博 次 君
教 育 長	宮 崎 義 幸 君
消 防 長	竹 内 貞 美 君
代 表 監 査 委 員	小 山 和 男 君
企 画 財 政 課 長	小 林 良 一 君
会 計 課 長	伊 藤 悦 子 君
監 理 課 長	南 部 顕 浩 君
税 務 課 長	川 上 昇 司 君
住 民 生 活 課 長	野 崎 俊 也 君
環 境 課 長	山 口 真 君
福 祉 保 健 課 長	山 田 幸 稔 君
子 育 て 支 援 課 長	藤 永 裕 弘 君
農 林 課 長	河 合 淳 一 君
商 工 観 光 課 長	酒 井 圭 治 君
建 設 課 長	山 下 誠 君
上 水 道 課 長	山 本 清 美 君
下 水 道 課 長	太 喜 雅 美 君
永 平 寺 支 所 長	酒 井 暢 孝 君
上 志 比 支 所 長	加 藤 茂 森 君
学 校 教 育 課 長	山 田 孝 明 君
生 涯 学 習 課 長	長 谷 川 伸 君
町 立 図 書 館 長	堀 まさ美 君

## 6 会議のために出席した職員

議 会 事 務 局 長	清 水 満 君
書 記	平 林 竜 一 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（伊藤博夫君） おはようございます。

各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただきまして、ここに15日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました方には、本町議会の運営等につきまして関心を持たれておりますことまことに喜ばしいことでもあります。どうか傍聴の際は傍聴心得を熟読されまして、ご協力いただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

今定例会は、地球温暖化防止対策として国、県で取り組みを実施しておりますクールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装はノーネクタイ、ノー上着で臨んでおりますので、ご理解賜りますようお願いしたいと思います。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第33号 平成25年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（伊藤博夫君） 日程第1、議案第33号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算についての件を議題といたします。

本件は去る平成25年9月4日、予算決算常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○予算決算常任委員会委員長（滝波登喜男君） それでは、予算決算常任委員会の報告をいたします。

去る9月12日木曜日9時から12時の間、出席委員17名全員で出席のもと、町長、副町長、教育長、その他関係課長職員の出席のもと協議をいたしました。

付託案件であります平成25年度永平寺町一般会計補正予算についてであります。総額3,873万2,000円の増額補正であります。主なものは、永平

寺口駅周辺開発で旧京都電燈古市変電所外観保存に係る設計委託料のほか、若者定住促進を支援するための補助金及び防犯灯設置補助金の増額、子育て支援事業計画策定のための経費、また住宅用太陽光発電設備に対する補助金の増額、有害鳥獣捕獲数増に伴う報奨金の増、市荒川地区の防火水槽の改修工事、小中学校の教室にエアコンを設置するための調査業務委託料などの事業でございます。

主な意見といたしまして、防犯灯はLEDの推進を、支所の空調設備はメンテナンスやランニングコストの面も十分検討するように、子育て支援事業計画は本町にとって有効となるようなニーズ調査の実施を、教室のエアコン設置は今夏のような猛暑対策、消費税値上げなどから早期設置を強く要望するとともに、受電設備の重要性からしっかりとした調査をするような意見が出されました。

採決の結果、平成25年度永平寺町一般会計補正予算については賛成多数により可決となりました。

以上、報告を終わります。

○議長（伊藤博夫君） これより、委員長報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

上田君。

○16番（上田 誠君） 今ほど一般会計補正予算に、教育費のところの学校施設、小中学校の空調設備の調査業務委託というのがありました。

私のほうは、ここに書いてありますように、早急に設置するということは行政のほうも答弁しておりますので、それならば実施設計でもうやってしまったらどうかということを質問させていただきました。それに対して、手戻りじゃないですけれども、2回払いじゃないですけれども、そういう形になるということで、そういうふうな形から本意見を述べて反対の立場をとりました。

しかし、今回こういう形で進むことに当たって、何も設置に対しての反対ではありませんので、採決については自席で保留とさせていただきますのでよろしくをお願いします。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第33号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

～日程第2 議案第34号 平成25年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第2、議案第34号、平成25年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を議題といたします。

本件は去る平成25年9月4日、予算決算常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○予算決算常任委員会委員長(滝波登喜男君) 予算決算常任委員会の報告をいたします。

同じく9月12日、平成25年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてを審議をいたしました。

内容ですが、平成24年度実績による介護給付費及び地域支援事業交付金の国庫等への返還金で、財源は前年度からの繰越金等を充てるということでございます。

特にご意見はなかったかと思えます。

採決の結果、平成25年度永平寺町介護保険特別会計補正予算については全員賛成により可決といたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(伊藤博夫君) これより、委員長報告に対しての質疑を行います。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第34号、平成25年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

～日程第3 議案第35号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第4 議案第36号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第3、議案第35号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての件と、日程第4、議案第36号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第36号までの2件を一括議題とすることに決定いたしました。

本件は、去る平成25年9月4日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

11番、長谷川君。

○総務常任委員会委員長(長谷川治人君) 付託されました議案第35号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての審査結果を報告いたします。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布、4月1日から施行され、また地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたことに伴い、永平寺町税条例の一部を改正する条例を制定するものです。

今回の一部改正は、公的年金からの特別徴収に関する一部改正と金融商品に係る損益通算範囲を拡大するとともに、公社債等に対する課税方式の変更に伴う改正です。

審議の中で、公的年金からの特別徴収される額の過誤納金に関する質問がございましたが、この点は先ほどの全員協議会での委員会報告に示させていただいたとおりでございますので省略させていただきます。

この本案につきましては、会議規則第77条の規定によりまして委員会全員で可決したことを報告いたします。

議員各位の決議をお願いするものであります。

続きまして、付託されました議案第36号でございますが、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての審査結果を報告いたします。

本案につきましても、さきの税条例の改正同様、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、4月1日から施行されたことに伴うもので、国民健康保険税の所得割の算定に永平寺町税条例をもとに行っているということで、あわせて改正をするものです。

その内容は、金融商品に係る損益通算範囲を拡大するとともに、公社債等に対する課税方式の変更など、国保税の算定に係るものの改正を行うものです。

本案は、会議規則第77条の規定により委員会全員で可決したことを報告いたします。

議員各位の決議をお願いするものであります。

○議長（伊藤博夫君） これより、日程第3、議案第35号から日程第4、議案第36号までの2件について、1件ごとに行います。

まず、日程第3、議案第35号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を行います。

これより、委員長報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今回の地方税法の問題で、政令、省令の公布によって改定するという話ですが、いわゆる年金支払いする際にいろんなことでの徴収を借りとして徴収するような制度にするということは私はいいと思うんですが、金融所得課税の一体化というところでやっぱり問題があるんでないかと言われていました。いわゆるお金持ち、大株主なんかには有利になるんでないかと言われてるんですが。

実はこれ、本来で言うと6月の議会に一緒に出るのかなと思ったんですが、ちょっとおくれて、うちの議会が遅いってこともあるんか知らんですが、9月議会に出てきました。



そこで、8月19日に示された資料に幾つかの点が説明としてあります。復興支援とか住宅・土地税制については6月の議会でちゃんと専決しましたよと。あと3番と4番、金融所得課税の一体化と、また納税環境の整備については今議会ですよということで説明されています。

金融所得課税の一体化の問題で、ちょっとこれは委員長に聞くよりか担当課長に聞いたほうがいいかと思うんですが、いわゆる金融商品に係る損益通算範囲を拡大する。特定公社債等に対する課税方式を変更するというんですけれども、その損益通算範囲を拡大するということはどういうことなのか。

もう一つ、税条例の一部改正のところで言うと、損益通算範囲が拡大され納税者の選択肢が広がるということが示されているんですね。選択肢が広がるということは、例えば大金持ちに対して節税の範囲が広がるとかという意味がありますよね。そういう意味なのかどうか。それが2つ目で。

3つ目は本町にとってどういう影響があるかということをお聞きしたいなと思っています。

○議長（伊藤博夫君） 長谷川議員。

○総務常任委員会委員長（長谷川治人君） ちょっと想定外の質問であれなんですが、金元議員もありました。前回にも質問ありましたように、6月議会で提案すべきでなかったというようなことで、本人も答え言われてましたけど、国の政令、省令が6月12日ということで、本町の6月議会の最中ということで、今回、直近の議会の開催に合わせて提案をされた点、このことだけちょっと申し上げて、あとはひとつ理事者のほうでお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 税務課長。

○税務課長（川上昇司君） お答えをさせていただきます。

今ほどの金融商品の一体化で損益通算が拡大されたことについてどういうことやというご質問があったと思いますけれども、今までの金融商品というんか、税関係の源泉等絡みで、今までは株式譲渡に関してのみ損益通算ができましたが、今後は、先ほど委員長の報告にもありましたように、公社債等とか国債とかそういうものの利子とか、あと売却損といいますか、そういう目減りする場合もあるんで、価値が変わりますので、その分の損益も株式とあわせて通算できて損益を持ち越したりできるようにするというので、今まで国債とかそういうものを買った場合は目減りした分は本人損でそのまま終わってたんですね。今回の改正でそういうものもあわせて控除対象できるということで、損益が通算できるとい

うことで、個人投資家、今ほど大口というお言葉があったと思うんですけど、そうでなくて日本国中広く個人投資家おりますので、そういう方たちも金融商品に投資できるようにするという機会もふえるということと、損益通算できてそういうふうなリスクも回避することができるというふうな考え方、そういうことで今回の改正になっております。

それと、選択肢が広がったという表現、確かにしてございます。納税の方が、今言うようにいろんな商品も選択しながら、納税の場合も損益通算等いろいろ考えながらできるということで、納税者の皆さんにとっては有効な制度改正にもなっているという認識でおります。

それと、町内の皆さんにどういうふうな影響があるかというご質問もあったと思いますが、今ほど申し上げましたように、これまで損失を通算できない、自分で損した方も結構町内にもおられますので、そういう方々に対しては有益な条例改正やったと思います。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論なしと認めます。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第35号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第36号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより、委員長報告に対しての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論なしと認めます。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第36号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第5 議案第37号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第5、議案第37号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本件は去る平成25年9月4日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

11番、長谷川君。

○総務常任委員会委員長(長谷川治人君) 付託されました議案第37号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての審査結果を報告いたします。

本案は、消防法施行令の一部を改正する政令が平成25年3月27日に公布されたことに伴い、永平寺町火災予防条例について所要の改正を行うものです。

その内容は、政令の改正によって永平寺町火災予防条例の第31条の第4項における住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準の改正です。

本案は、会議規則第77条の規定により、委員会全員で可決したことを報告いたします。

議員各位の決議をお願いするものであります。

○議長(伊藤博夫君) これより、委員長報告に対しての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第37号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第6 議案第38号 町道の認定について～

～日程第7 議案第39号 町道の廃止及び認定変更について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第6、議案第38号、町道の認定についての件と、日程第7、議案第39号、町道の廃止及び認定変更についての件の2件を一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号から議案第39号までの2件を一括議題とすることに決定いたしました。

本件は、去る平成25年9月4日、産業建設常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

7番、川治君。

○産業建設常任委員会委員長（川治孝行君） 付託されました議案第38号、第39号を審議いたしましたので、報告をいたします。

当委員会は、9月17日午前9時より全委員出席のもと開催をいたしまして、今議会に提案され付託されました議案第38号の案件について慎重に審議をいたしましたので、採決の結果を報告いたします。

初めに、議案第38号、町道の認定についての上程議案は、永平寺町松岡吉野塚及び永平寺町牧福島から浅見、また永平寺町大月から藤巻地区における3路線で、総延長4,041.2メートルに関する町道の認定であります。この町道認定議案は中部縦貫自動車道及び国道416号の道路改良と一般県道栃神谷鳴鹿森田線の完成によりまして、地区において地区内の道路形状が変化したた

め、道路法第8条第2項により3路線の町道の認定をするものであります。

この議案に対しまして慎重に審議をいたしました結果、採決の結果、第38号議案は全員の賛成によりまして可決をいたしました。

また、議案第39号の町道の廃止及び認定変更についての上程議案は、永平寺町松岡吉野塚、永平寺町花谷、永平寺町轟、永平寺町野中、永平寺町浅見の区域内における9路線のうちの4路線の廃止と、同路線の起点、終点位置の変更、合計総延長7,343.2メートルから646メートルに変更する町道の廃止及び認定変更についての議案であります。

この町道の廃止及び認定変更につきましては、先ほども説明いたしましたとおり、中部縦貫自動車道及び国道416号の道路改良と一般県道栃神谷鳴鹿森田線の完成によりまして4地区において地区内の道路形状が変化したため、道路法第10条第3項により4路線の廃止と5路線の認定を変更するものでありまして、この議案に対しまして慎重に審議をいたしました。

採決の結果、第39号議案は全委員の賛成により可決といたしました。

議員各位の決議をお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（伊藤博夫君） これより、日程第6、議案第38号から日程第7、議案第39号までの2件について、1件ごとに行います。

まず、日程第6、議案第38号、町道の認定についての件を行います。

これより、委員長報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論なしと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第38号、町道の認定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第39号、町道の廃止及び認定変更についての件を議題といたします。

これより、委員長報告に対しまして質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論なしと認めます。

採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第39号、町道の廃止及び認定変更についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第8 陳情第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第8、陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての件を議題といたします。

本件は、去る平成25年9月4日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

11番、長谷川君。

○総務常任委員会委員長（長谷川治人君） 付託されました陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択について審査結果を報告いたします。

2013年度の地方財政計画における、特に地方交付税の取り扱いについては、この法律の第1条に規定する目的を実現するため、国の政策方針のもとに一方的に決すべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上でそのあり方や総額について決定する必要があること。さらに、被災地の復興、さまざまな社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があること。このようなことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大に向けて、政府に対し意見書を提出するものです。

本案は、会議規則第77条の規定により、委員会全員で採択したことを報告いたします。

議員各位の決議をお願いするものであります。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論なしと認めます。

採決いたします。

陳情第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての件を採択することに  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本陳情書は採択されることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前10時 分 休憩)

---

(午前10時 分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、長谷川君外5名から発議第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書  
についての件が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題といたします。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに  
決定いたしました。

～追加日程第1 発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書について～

○議長(伊藤博夫君) 追加日程第1、発議第6号、地方財政の充実・強化を求める  
意見書についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（清水 満君）

発議第6号

地方財政の充実・強化を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成25年9月18日

永平寺町議会議長 伊藤 博 夫 様

提出者	永平寺町議会議員	長谷川 治 人
賛成者	永平寺町議会議員	川 崎 直 文
〃	〃	原 田 武 紀
〃	〃	多 田 憲 治
〃	〃	酒 井 要
〃	〃	伊 藤 博 夫

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

2013年度の地方財政において、政府は、国の政策目的の実現のために、地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税減額をおし進めました。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨からみて、容認できるものではありません。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する「地方団体の独立性の強化」、「地方行政の計画的な運営」に資するものでなければなりません。この法の目的を実現するため、地方財政計画・地方交付税については、国の政策方針のもとに一方的に決するべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、そのあり方や総額について決定する必要があります。

さらに、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。

以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大にむけて、政府に次の通り、対策を求めます。



## 記

1. 地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
2. 社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の拡大をはかること。
3. 被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において通常の予算とは別枠として確保すること。とくに、被災自治体の深刻な人材確保に対応するため、震災復興特別交付税を確保すること。
4. 地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、国の政策方針に基づき一方的に算定方法を決定するのではなく、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。
5. 地域の防災・減災に係る必要な財源は通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振替は厳に慎むこと。
6. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

2012年9月 日

福井県永平寺町議会

### 提出先

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、経済産業大臣

以上です。

済いません。訂正します。

日付でございますが、2013年9月ということでございますので、ひとつよ

ろしくお願いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） 提案理由の説明を求めます。

11番、長谷川君。

○総務常任委員会委員長（長谷川治人君） 提案理由の説明を申し上げます。

ただいまの地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての提案理由の説明でございますが、先ほどの私どもの審査結果報告、それからただいまの事務局の朗読のとおりを提案理由の説明にかえさせていただきたいと思っております。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決いたします。

発議第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書についての件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出することに決定いたしました。

～日程第9 陳情第6号 道州制導入に反対する意見書採択について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第9、陳情第6号、道州制導入に反対する意見書採択についての件を議題といたします。

本件は、去る平成25年9月4日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

11番、長谷川君。

○総務常任委員会委員長（長谷川治人君） 付託されました陳情第6号、道州制導入

に反対する意見書の採択について審査結果を報告いたします。

全国町村議会議長会では、これまでに道州制は絶対に導入しないことを町村議会議長全国大会などで決定し、政府、国会にもその都度、要請活動を行ってきている事情がございます。

地方分権の観点から言えば、その地区の特性を考え行政を行うことは、国が一括してするのは無理があり、改革の必要性は認めるところですが、それが道州制がよいとは思われません。道州制推進基本法案では、国の具体的な形を示さないまま期限を区切った導入ありきの内容となっており、到底許されるものではないということがございます。

ほとんどの町村の強制合併を余儀なくされる基礎自治体を新たに再編し、また都道府県の廃止が盛り込まれているが、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は住民を置き去りにするものであり、果たしてどれだけの国民が理解しているのかが疑問でございます。

このようなことから、政府、国会に対し、道州制導入に反対する意見書を提出するものであります。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決いたします。

陳情第6号、道州制導入に反対する意見書採択についての件を採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本陳情書は採択されることに決定しました。

暫時休憩いたします。

（午前10時 分 休憩）

(午前10時 分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、長谷川君外5名から発議第7号、道州制導入に断固反対する意見書についての件が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることに決定しました。

～追加日程第2 発議第7号 道州制導入に断固反対する意見書について～

○議長(伊藤博夫君) 追加日程第2、発議第7号、道州制導入に断固反対する意見書についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長(清水 満君)

発議第7号

道州制導入に断固反対する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成25年9月18日

永平寺町議会議長 伊藤博夫君様

提出者	永平寺町議会議員	長谷川 治 人
賛成者	永平寺町議会議員	川 崎 直 文
〃	〃	原 田 武 紀
〃	〃	多 田 憲 治
〃	〃	酒 井 要
〃	〃	伊 藤 博 夫

道州制導入に断固反対する意見書(案)

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視する動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性ある町づくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々永平寺町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2013年9月 日

福井県永平寺町議会

提出先

衆議院議長、参議院議長

内閣総理大臣、内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理）、内閣官房長官、  
総務大臣、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）道州制担当

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 提案理由の説明を求めます。

11番、長谷川君。

○総務常任委員会委員長（長谷川治人君） ただいまの道州制導入に反対する意見書の採択についての提案理由の説明を申し上げます。

先ほどの私どもの審査結果報告、並びにただいまの事務局の朗読のとおり、提案理由の説明にかえさせていただきたいと思います。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

発議第7号、道州制導入に断固反対する意見書についての件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出することに決定しました。

～日程第10 閉会中の継続審査の申出～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第10、閉会中の継続審査の申し出の件を議題といたします。

予算決算常任委員会の委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

～日程第11 閉会中の継続調査の申出～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第11、閉会中の継続調査の申し出の件を議題といたします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会、温泉利活用特別委員会、消防署統合推進特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了しました。

暫時休憩をいたします。

(午前10時 分 休憩)

---

(午前10時 分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

各議員におかれましては、去る9月4日開会以来15日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了しましたことを心から深く感謝申し上げます。今後とも議会運営につきましても、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、理事者におかれましては、会期中、その都度指摘されました諸点について十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう特にお願いを申し上げます。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成25年第5回永平寺町議会定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

松本町長。

○町長(松本文雄君) 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました議案等につきましては、平成25年度補正予算を初めとする重要案件について、慎重にご審議をいただき、そして妥当なご決議を賜り、まことにありがとうございました。

さて、今月8日に、56年ぶり、2020年に2回目の夏季オリンピックが東京で開催されることが決定いたしました。東京オリンピック招致成功が日本経済を活性化させる起爆剤となるよう、また東日本大震災の復興の力となり、さらに復興が加速されるよう期待しているところであります。

一方で、安倍総理大臣は今月12日、消費増税法に基づき、予定どおり来年4月に消費税率を8%に引き上げる方針を固めたとしており、消費税率の引き上げにより景気を腰折れさせることのないよう、賃金や雇用をふやすような経済対策の充実と社会保障の充実、安定化を着実に達成するよう取り組んでいただきたいと思います。

さて、一昨日の早朝、福井県全域に初めての大雨特別警報が発表されました。



町防災行政無線や広報車により町民の皆様への大雨特別警報の周知と台風への警戒を呼びかけるとともに、町内全域にパトロールを行うなど、対応したところがあります。幸いに本町での台風による被害は特にありませんが、今後とも防災対策に万全を期してまいりたいと考えております。

なお、当日、各地区で予定しておりました永平寺町敬老会については、大変残念でありましたが、やむなく中止としたところであり、現在、改めて開催する方向で検討しているところであります。

今後の町政については、中部縦貫自動車道の早期完成、防災行政無線や松岡公園の整備、永平寺口駅周辺整備、道の駅整備、旧松岡織物会館と周辺の整備、永平寺門前周辺まちなみ魅力アップ事業など、継続的に取り組む課題や定住の促進など、町民の皆様のご幸せを願い、住みよいまちづくりを全力で進めてまいります。

これから季節の変わり目を迎えますので、議員各位におかれましては、健康に十分留意され、町勢発展になお一層のお力添えを賜りますとともに、これからのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

(午前10時58分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員